

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、存在意義のある企業として、株主をはじめとするステークホルダーの期待に応え、企業価値を高めるため企業経営の健全性と透明性の向上に努めることを基本方針としております。

当社は、監査役制度を採用しており、監査役会設置会社に基づく機関制度を基本としております。当社の監査役会は、4名の監査役（うち2名が社外監査役）で構成されており、取締役会のみならず業務執行に係わるその他の重要な会議にも積極的に出席するなど、業務執行状況を定期的に監査できる体制が構築されていると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの「基本原則」を全て実施しております。

【原則1-4 政策保有株式】

政策保有株式については、必要最低限のものに厳選する方針のもと、事業戦略、取引関係などを総合的に勘案し、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断する株式について保有する方針です。議決権行使は、当社及び政策保有先の中長期的な企業価値向上に資するか否かを判断基準として行使する方針です。

また、年1回取締役会において、上記方針に照らし、継続保有することの適否について検証を行います。なお、検証内容の開示については、その実施や開示内容等について今後検討を行います。

【補充原則4-1-3】

最高経営責任者の後継育成は重要な事項と認識し、代表取締役はその責任を負い、育成に努めております。また、社外取締役及び取締役は取締役会における業務執行の監督に加え、その他の重要な会議への出席等を通じて、候補者となる人材の力量を把握・監督するとともに、代表取締役に対して育成に係る必要な助言を適宜行うことによって、後継育成に関与する体制としております。

【補充原則4-2-1】

取締役の報酬は、当社グループの中長期的な企業価値向上と各事業年度の業績向上を図る職責を負うことを勘案し、基本報酬と賞与で構成されております。賞与額は業績に連動する仕組みとしており、支給額を株主総会へ付議し決議しております。なお、自社株報酬の仕組みは導入しておりませんが、今後、様々な角度から導入の是非について検討を行ってまいります。

【補充原則4-3-3】

現在当社はCEOを解任するための評価基準や手続きは定めておりません。

なお万一、当社の経営陣幹部が法令及び定款に違反する行為またはその恐れがある行為を行った場合、その他職務を適切に遂行することが困難と認められる事由等が生じた場合には、事前に社外取締役に対し解任の理由について説明を行い、意見を聴取する機会を経た上で、取締役会に付議することとします。

【補充原則4-10-1】

当社の独立社外取締役の員数は、取締役会構成員の過半数に達しておりませんが、当社取締役会の員数、構成員、コミュニケーションの実施状況等に照らし、任意の独立した諮問委員会を設置せずとも、既に独立社外取締役の適切な関与や助言を受けることができているものと考えております。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

現在の取締役会は、取締役9名全員が男性かつ日本国籍を有する者で構成されておりますが、当社業務に精通した業務執行取締役と、社外において豊富な経験・知見を有した社外取締役及び取締役とが、バランス良く選任されているものと考えております。なお、取締役候補者の決定にあたっては、知識・経験・能力の点から、十分な資質を有すると判断した人材について、国籍・性別を問わず選任する方針です。

また現在、監査役には、当社で経理・財務の執行役員を務めた者と過去に金融機関に勤務し財務・会計等に関する知識を有する者の2名が就任しております。

【補充原則4-11-3】

取締役会事務局が、取締役、監査役に対しヒアリングを実施し、取締役会議長とともに評価・検討の上、適宜改善を行っておりますが、現時点において、当該結果に係る開示は実施しておりません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-7 関連当事者間の取引】

関連当事者との取引を行う場合には、取締役会での審議・決議を要することとしており、利害関係を有する取締役は当該議案に対し議決権を行使できないこととしております。また、定期的に全取締役・監査役に対し、書面にて関連当事者との取引の有無に係る確認を行っております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、確定給付型と確定拠出型の年金制度を併用しており、規約型の確定給付型年金に係る資産運用（投資先の選定、議決権行使など含む）

については、当社が運用の基本方針を策定した上で、スチュワードシップ活動を含む受託責任を適切に果たすことができると見込まれる運用機関を選定し、当該機関に一任しております。また当社の担当部門は、当該運用機関に対し定期的な報告を求め、運用成績や体制等について確認を行っております。

確定拠出型年金制度については、対象となる役職員に対し、運用機関及び運用商品に係る教育機会の提供を適宜行っております。

[原則3-1 情報開示の充実]

(1) 経営理念等、経営戦略、経営計画

当社は経営理念、経営戦略、中期経営計画を定め、当社ウェブサイトで開示しております。

経営理念 (<http://www.hds.co.jp/company/idea/>)

経営戦略・中期経営計画 (http://www.hds.co.jp/ir/management_policy/strategy/)

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

本報告書「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

(3) 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

基本報酬については、株主総会で決議された報酬額の範囲内において、職務の内容等を勘案し、相当と判断する一定額を定めています。賞与については、各事業年度の業績（当期純利益額）及び年度経営計画の達成状況等を総合的に勘案した上で、支給議案を株主総会へ付議し、決議することとしております。役員退職慰労金については、当社の役員規程に定める基準に基づき、株主総会の決議を経て、退任時に支給しております。

また、報酬額については、本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンスの体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項 [取締役報酬関係]」及び有価証券報告書にて開示しております。

(4) 取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役を新任または再任するときは、代表取締役が知識・経験・能力・専門性等を総合的に勘案した上で候補者を指名し、取締役会の承認を経て、株主総会決議により決定しております。

監査役の選任については、取締役会が推薦し、監査役会の協議・同意を得たうえで、株主総会へ付議することとしております。

社外取締役及び社外監査役の選任にあたっては、当該社外役員候補者自身及びその者が所属する会社等と当社との人的関係、資本関係、取引関係を総合的に勘案した上で、当該社外役員候補者が独立した立場で求められる機能及び役割を果たすことができると判断した場合に、候補者として指名しております。

(5) 取締役・監査役候補の指名を行う際の選任・指名についての説明

取締役、監査役候補者を株主総会に付議する際には、略歴を記載し、能力・経験等の判断材料を提供するとともに、選任理由を参考書類に記載する方法で開示しております。

(6) 経営陣幹部の解任を行うに当たっての方針と手続

当社の経営陣幹部が法令及び定款に違反する行為またはその恐れがある行為を行った場合、その他職務を適切に遂行することが困難と認められる事由等が生じた場合には、事前に社外取締役に対し解任の理由について説明を行い、意見を聴取する機会を経た上で、取締役会で決議することとします。

[補充原則4-1-1]

法令、定款、取締役会規程に基づき、取締役会において決議を要する事項を定めた上で、具体的な業務執行を業務執行取締役委ねています。また、当社は執行役員制度を採用し、代表取締役社長の指揮のもと、迅速な意思決定ができるよう職務権限規程に定めた決裁権限にもとづき業務を遂行しております。

[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

独立社外取締役の選定に当たっては、東京証券取引所が定める独立性基準にもとづき、各項目への該非判定を行った上で、総合的な判断を加え選定しております。当該内容は、独立役員届出書、本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンスの体制の状況 1. 機関構成・組織運営等に係る事項 [取締役関係]」で開示しております。

[補充原則4-11-1]

当社は定款において取締役の員数を15名以内と定めております。また、取締役の選任にあたっては、当社が国際的に展開する技術・技能集団であることを勘案し、経営全般、製造、開発、営業等に係る専門能力と知見を有する業務執行取締役と、他社、他業界、国際面などでの豊富な経営経験を有する社外取締役・取締役で構成することを基本方針としております。取締役の選任に関する方針・手続きは、原則3-1(iv)をご参照ください。

[補充原則4-11-2]

取締役・監査役の兼任の状況は、株主総会招集通知、事業報告、有価証券報告書等で開示しております。

[補充原則4-14-2]

取締役及び監査役がその役割を果たす上で必要な知識と情報を得られるよう、経営全般・会社法制等に係る外部研修の受講、事業理解を深めるための重要な会議への出席、主要な施設の視察、子会社への訪問等の機会を提供し、その費用を会社が負担しております。

[補充原則5-1-1]

当社は株主・投資家の皆様を重要なステークホルダーと位置づけ、建設的な対話を促進する体制を整備し取り組むことが上場企業としての責務と考えています。このため、IRを担当する執行役員を定め、IR部門が他の関係部署と密接な連携を図りながら、合理的な範囲で積極的な活動を行っております。具体的には、機関投資家向け決算説明会、個人投資家向け会社説明会、株主工場見学会、機関投資家との小集団または個別ミーティングの開催、ウェブサイトの充実などを通じ、株主・投資家の皆様とのコミュニケーションを図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

[大株主の状況]

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
株式会社KODENホールディングス	34,490,700	34.79
ナブテスコ株式会社	18,320,400	19.03
トヨタ自動車株式会社	4,379,400	4.54
伊藤 典光	2,841,699	2.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,500,500	2.59
特定有価証券信託受託者 株式会社SMBC信託銀行	1,856,800	1.92
伊藤 光昌	1,067,800	1.10
公益財団法人ハーモニック伊藤財団	1,000,000	1.03
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー レギュラーアカウント	962,419	0.99
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	847,916	0.88

支配株主 (親会社を除く) の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における (連結) 従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長 (社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
吉田 治彦	他の会社の出身者											
酒井 進児	他の会社の出身者											
中村 雅信	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びiのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉田 治彦	○	---	三井物産株式会社の要職を歴任された豊かな経験と高い見識並びに豊富な国際経験に基づき、当社の経営全般に提言いただくことで、当社の経営体制がさらに強化できると判断いたしました。 (独立役員について) 同氏は、東京証券取引所が定める独立性の判断基準のいずれの項目にも該当せず、高い独立性を有していることから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として届け出ております。

酒井 進児	○	----	トヨタグループの要職を歴任された豊かな経験と高い見識並びに豊富な国際経験に基づき、当社の経営全般に提言いただくことで、当社の経営体制がさらに強化できると判断いたしました。 (独立役員について) 同氏は、東京証券取引所が定める独立性の判断基準のいずれの項目にも該当せず、高い独立性を有していることから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として届け出ております。
中村 雅信	○	----	大手銀行・証券会社の要職を歴任された豊かな経験と高い見識並びに豊富な国際経験に基づき、当社の経営全般に提言いただくことで、当社の経営体制がさらに強化できると判断いたしました。 (独立役員について) 同氏は、東京証券取引所が定める独立性の判断基準のいずれの項目にも該当せず、高い独立性を有していることから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として届け出ております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と定期的な会合をもち、監査計画や監査結果等に関する討議並びに内容の評価を行うことで、相互の連携を図っております。

さらに、その他必要に応じ、相互の情報交換や打合せを適宜実施し、監査の充実に向けた連携の強化を図っております。

また、当社は、2003 年の執行役員制度導入と同時に、コーポレートガバナンス及びリスクマネジメントを担当する執行役員（以下、「コーポレートガバナンス担当執行役員」という。）1 名を選任し、内部監査の充実に取り組んでおります。

監査役は自ら行う監査に加え、内部監査部門が行う監査に係る内容の報告を受けるとともに、内部監査部門と定常的な情報交換を行うことで、相互の連携の強化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l m
木村 彰夫	他の会社の出身者												
福田 善夫	他の会社の出身者												

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木村 彰夫	○	----	大手銀行の業務執行者としての豊富な経験と見識を有するとともに、上場企業における常勤監査役としての経験と見識を有しております。また、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しているため、独立した立場から当社のコーポレート・ガバナンス体制を強化いただけるものと判断いたしました。 （独立役員について） 同氏は、東京証券取引所が定める独立性の判断基準のいずれの項目にも該当せず、高い独立性を有していることから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として届け出ております。
福田 善夫	○	----	帝人株式会社及び帝人グループの要職を歴任され、企業経営に係る豊かな経験と高い見識並びに豊富な国際経験を有しております。また、同氏は戦略企画、合併設立、M&Aなどに関する高い知見を有しているため、独立した立場から国際的に展開する当社グループのコーポレート・ガバナンス体制を強化いただけるものと判断し、社外監査役として選任いたしました。 （独立役員について） 同氏は、2016年まで帝人株式会社及び帝人グループの業務執行者であり、また2016年より現在に至るまで東洋建設株式会社の独立社外取締役を務めておりますが、これら企業と当社の間に重要な取引は無く、東京証券取引所が定める独立性の判断基準のいずれの項目にも該当せず、高い独立性を有していることから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として届け出ております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

取締役賞与は、各事業年度の業績（当期純利益額）及び年度経営計画の達成状況等を総合的に勘案した上で、支給額案を株主総会へ付議し、当該決議に基づき支給しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

[役員報酬の内容]

2017年度(2017年4月1日から2018年3月31日)の役員報酬の内容は以下のとおりです。

・取締役の年間報酬額 439,006千円(うち社外取締役 73,206千円)

・監査役の年間報酬額 99,476千円(うち社外監査役 27,400千円)

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 支給額には、取締役賞与 267,370千円、監査役賞与 40,000千円を含めております。

3. 支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金の繰入額(取締役分 32,907千円、監査役分 4,560千円)を含めております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬は、当社グループの中長期的な企業価値の増大並びに各事業年度の業績向上を図る職責を負うことを勘案し、基本報酬と賞与で構成しております。

基本報酬については、株主総会で決議された報酬額の範囲内において、職務の内容等を勘案し、相当と判断する一定額を定めております。

賞与については、各事業年度の業績(当期純利益額)及び年度経営計画の達成状況等を総合的に勘案した上で、支給議案を株主総会へ付議し、決議することとしております。また、役員退職慰労金は、当社の役員規程に定める基準に基づき、株主総会の決議を経て、退任時に支給することとしております。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

社外取締役のサポートにつきましては、取締役会の事務局を担当している経営企画本部が、必要に応じて適宜実施する体制をとっております。

また、社外監査役のサポートにつきましては、コーポレートガバナンス担当執行役員及び監査役室が、必要に応じて適宜実施する体制をとっております。

[代表取締役社長等を退任した者の状況]

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
熊谷 信生	顧問	当社経営に関する助言	常勤、報酬有	2007/6/22	原則2年
笹原 政勝	顧問	当社技術・開発に関する助言	常勤、報酬有	2011/6/17	原則2年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	2名
--------------------------	----

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役会制度を採用しており、会社法に定める監査役会設置会社に基づく機関制度を基本としております。当社では、以下のような体制を構築していることにより、コーポレート・ガバナンスが十分に機能していると考えており、現行の体制が有効であると判断しております。

1. 業務執行、監督の機能と状況

取締役会は9名で構成されており、うち3名が社外取締役であります。社外取締役は、自身の企業経営に係る経験や見識に基づき、業務執行取締役に對し独立した立場で、当社経営の監督機能等を発揮しております。

さらに当社では、2003年6月より、業務執行に対する監督機能の強化と経営の意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を導入しております。これにより、取締役会が担う戦略創出、意思決定、監督機能と、執行役員が担う業務執行機能の分離を明確にしております。

また、取締役会の諮問機関として、国内外の有識者で構成する取締役会諮問委員会を設置し、経営上の課題に対し定期的な助言を得ております。

2. 監査の状況

監査役会は4名(うち2名が社外監査役)で構成されており、各監査役が監査役会において定めた監査の方針、業務の分担等に従って、取締役会をはじめとする重要な会議に出席するほか、財産の状況の調査等を通じて、取締役の職務執行全般についての監査を行っております。

内部監査につきましては、社長直轄のコーポレートガバナンス担当執行役員とその管掌下にある内部統制監査室がその任にあたり、内部統制システムの有効性に係る検証や評価を行っております。また、コーポレートガバナンス担当執行役員は、監査役との定常的な情報交換を行うことで、相互の連携の強化による監査の充実を図っております。

加えて、経営企画本部が事務局を務め、社長が各部門責任者の業務執行状況を直接監査する「社長監査」を年2回実施し、経営計画の進捗やリスクマネジメントの状況等を監視しております。

3. 会計監査人による監査の状況

会計監査につきましては、PwCあらた有限責任監査法人により、監査契約に基づいた厳格な会計監査が行われており、監査結果についての意見交換、改善などの提言を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記2項に記載の通り、現状のコーポレート・ガバナンス体制は有効に機能していると判断していることに加え、社外取締役、社外監査役及び独立役員の選任数についても、当社の企業規模及び取締役会並びに監査役会の構成員数等を勘案すれば、既に十分な選任状況にあると考えているため。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社では従来より、集中日を回避した株主総会開催日を設定しております。具体的には、2016年度定時株主総会は2017年6月14日に、2017年度定時株主総会は2018年6月21日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	2016年度定時株主総会より、電磁的方法による議決権の行使制度を導入しております。具体的には、直接URLを入力して「議決権行使ウェブサイト」にIDとパスワードでログインのうえ議決権を行使いただく方法とスマートフォン、タブレットから「ネットで招集」にログインいただいたあと議決権行使書に記載のQRコードを読み取り、ID、パスワード無しで議決権を行使いただける「スマート行使」の2通りの方法を導入し、パソコンからだけでなくスマートフォン、タブレットなどからも容易に議決権を行使いただける環境を提供しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2017年度定時株主総会より、議決権電子行使プラットフォームへ参加し、国内外の機関投資家の皆様へ適確な議決権行使環境を提供しております。
招集通知(要約)の英文での提供	2017年度定時株主総会より、株主総会参考書類の英文抄訳を東京証券取引所とICJ(議決権電子行使プラットフォーム運営会社)へ提出・公表するとともに、当社ウェブサイトへ掲載しております。
その他	・株主の皆様の利便性の向上及び議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知を発送の10日～14日前を目途にTDnetへ提出・公表するとともに、当社ウェブサイトへ掲載しております。2017年度は発送日の13日前に公表・掲載いたしました。 ・株主総会の活性化を図るため、報告事項及び決議事項に関する内容の説明にあたっては、グラフや図表を用いた資料をプロジェクターで投射することにより、視覚的にもその内容を判りやすくすることを心がけております。 ・株主総会終了後に会社説明会(事業、製品情報等)を開催し、株主の皆様に当社グループをよりよく知っていただく機会を設けております。 ・当社のウェブサイト(http://www.hds.co.jp/ir/event/stockholder/)には、招集通知、決議通知、議決権行使結果、報告事項等に関するプレゼン資料を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のウェブサイト(http://www.hds.co.jp/)の株主・投資家情報のIR情報開示方針(http://www.hds.co.jp/ir/management_policy/ir_policy/)に、情報開示方針と適時開示体制を掲載しております。	

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回のアナリスト・機関投資家の皆様を対象とした決算説明会を開催しております。 ■2018年3月期 第2四半期決算説明会 ・開催日：2017年11月17日（金）10:00-11:00 ・会場：東京証券取引所2F東証ホール ・開催内容：第2四半期決算の概況並びに通期業績予想及び経営戦略（今後の展望） ・説明者：代表取締役社長 長井 啓、経営企画・財務・会計担当執行役員 上條 和俊 ・参加人数：107名 ■2018年3月期 決算説明会 ・開催日：2018年05月18日（金）10:00-11:00 ・会場：東京証券取引所2F東証ホール ・開催内容：通期決算の概況及び2019年3月期業績予想並びに新中期経営計画及び長期ビジョン ・説明者：代表取締役社長 長井 啓、経営企画・財務・会計担当執行役員 上條 和俊 ・参加人数：123名 ※資料は、当社ウェブサイト (http://www.hds.co.jp/) の決算説明会 (http://www.hds.co.jp/ir/event/accounts/) に掲載しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年1回以上の、主に海外の機関投資家の皆様を対象としたIRカンファレンスに参加し、当社グループの事業等について説明を行っております。 ■「みずほインベストメント・コンファレンス東京2017」 ・主催：みずほ証券 ・参加日：2017年9月6日（水） ・会場：ザ・リッツカールトン東京（東京都港区赤坂9-7-1） ・スピーカー：経営企画・財務・会計担当執行役員 上條 和俊 ・投資家数：18社19名（個別ミーティング、スモールミーティング）	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のウェブサイト (http://www.hds.co.jp/) には株主・投資家情報 (http://www.hds.co.jp/ir/) の項目を設け、IR情報全般について、図やグラフを用いてわかりやすく、且つタイムリーに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	・IR担当役員は、代表取締役会長がその任にあたっております。 ・IR に関する業務は、経営企画担当執行役員がその責任者として業務を統括しております。 ・IR を担当する部署として経営企画本部を設置し、経営企画担当執行役員の指示のもと具体的なIR活動を実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の経営理念の一項目に「共存共栄」を掲げ、全てのステークホルダーの満足に対して最善の努力をすることを理念としております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	地球環境に対する企業の社会的責任を深く認識し、地球環境の保護に努めております。また、ISO-14001 に基づく環境マネジメントシステムの維持・改善を図っているとともに、環境への取組みの実質的効果をあげるため、設定した目標の達成に向けた活動を展開しております。 環境に係る方針や活動内容は、当社のウェブサイト (http://www.hds.co.jp/csr/environment/) に掲載しております。 また、当社ウェブサイトの環境・社会活動 CSR (http://www.hds.co.jp/csr/) には、CSR基本方針をはじめ、お客様、株主・投資家、社員、社会へ向けた取組みについても掲載しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

■内部統制システムについての基本的な考え方

当社は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制」として、内部統制システム構築の基本方針を以下のように定めております。この基本方針に基づき、業務の適正を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制システムの構築を目指して、継続的に見直しを行い、改善を図ってまいります。

■内部統制システムの整備状況

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、当社の文書管理規程に従い、適切に保存及び管理する。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)危機・リスク管理規程を制定し、これに従い当社グループ全体のリスクマネジメント体制を構築し管理を行う。

(2)リスクが顕在化した場合については、当社で定める「株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ行動規範」、「危機・リスク管理規程」、「危機管理－危機発生時の行動規範」に従い、適切な対応をとる体制を構築する。

(3)リスク管理に係る責任と権限は以下のように分掌する。

・代表取締役社長は、当社グループの全領域におけるリスク管理体制を構築する権限と責任を有する。

・コンプライアンス担当の執行役員は、代表取締役社長の指示・監督のもと、当社グループにおけるリスクマネジメント体制の維持・改善を横断的に推進し、管理する。

・執行役員は自己の担当領域について、リスクの識別・評価・監視・管理の重要性を認識し、把握と管理のための体制を整備する。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)当社は執行役員制度を採用し、取締役会が担う戦略創出・意思決定・監督機能と、執行役員が担う業務執行機能を分離する。また、職務遂行上の責任と権限は「職務権限規程」に定め、責任の明確化と意思決定の効率化と迅速化を図る。

(2)当社では、以下の経営管理システムを用いて、事業の推進の状況とリスクを継続的に監視し、取締役、執行役員、子会社取締役の職務執行の効率性を確保する。

・取締役会（重要な経営方針の決定、中期経営計画及び年度経営計画の達成状況の監視）

・執行役員会議（執行役員の業務執行状況の報告と審議、重要な経営事項の執行の審議及び決定）

・社長監査（社長が各部門責任者の業務執行方針、目標、執行状況を直接監査）

・業務革新会議（月次の業績、業務革新の取り組み等に係る審議）

・関係会社会議（関係会社の経営状況の報告と審議）

・内部監査（業務・会計・品質・環境に係る活動の適正性と効率性を監査）

4. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)当社及び子会社で働く全ての者に対して、「行動憲章」、「株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ行動規範」の徹底を図り、個々人のコンプライアンスに対する高い意識を醸成する。

(2)当社及び子会社において、万一、コンプライアンスに関連する悪い事態が発生した場合には、その内容及び対処策がコンプライアンス担当の執行役員を通じて代表取締役社長、代表取締役会長、取締役会、監査役会に報告される体制を構築する。

(3)当社及び子会社は、財務報告の信頼性・適正性を確保するための体制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価する。

(4)(1)項、(2)項及び(3)項を確保するための体制として、コンプライアンス担当の執行役員及びそれをサポートする組織（事務局及び内部監査員）を任命し、当社及び子会社の内部監査を実施することで、業務執行が適正に行われる体制を確保する。

(5)当社及び子会社は、法令遵守の基本方針を貫き、反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たない。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)「株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ行動規範」を子会社の従業員に対しても徹底することで、コンプライアンスに対する高い意識を醸成する。

(2)「関係会社管理規程」に従い、子会社に対する適切な管理体制を構築する。

(3)関係会社会議を定期的に開催することで、子会社の業務執行状況とリスクを継続的に監視する。

(4)コンプライアンス担当の執行役員及びそれをサポートする組織（事務局及び内部監査員）は、定期的にグループ会社に対する業務監査を行う。

(5)当社と子会社との人事交流を図ることで、企業集団としての連携体制をより緊密なものとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助するための組織を設置し、適切な人員を配置する。

7. 6の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する組織の人員に係る人事異動、人事評価等は、監査役（会）の同意を得ることを要する。

8. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1)監査役は重要な会議に出席することで、取締役及び使用人の業務執行上の重要な情報を把握する体制をとる。

(2)当社及び子会社の取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす恐れのある事項を速やかに監査役（会）に報告する体制をとる。

(3)当社及び子会社の内部監査によって抽出された事項は、コンプライアンス担当の執行役員によって監査役（会）に報告される体制をとる。

(4)当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役（会）の要請に応じて、必要な報告及び情報提供を行うことを要する。

(5)当社及び子会社からの内部通報は、内部通報制度にもとづき処理され、監査役（会）に報告される体制をとる。また、内部通報者の身分、個人情報等を保護するとともに、通報者に不利益が生じないことを確保する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査役（会）は、当社の会計監査人との間で定期的に意見交換会を行う。

(2) 監査役(会)は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、内部スタッフの他、弁護士、公認会計士その他の外部専門家を任用することができ、その費用は会社が負担する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ 行動憲章」において、反社会的勢力排除に係る以下の基本方針を定めております。
・当社は、反社会的勢力に対して一切妥協せず、断固たる態度を保持する。

なお、上記の行動憲章につきましては、全社員にその内容を周知徹底するため、集合研修等の方法による啓蒙活動を定期的に行うとともに、携帯サイズのカードにして、全社員に配布しております。

また、このほか、反社会的勢力への対応については、社内規程である「内部統制マニュアル」を整備し、具体的な運用を図っております。

加えて、警察や特殊暴力防止対策連合会との連携を通して、反社会的勢力に係る情報提供や、適切な対応方法等についてのアドバイスを受けております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は以下のとおりです。

1. 適時開示に関する基本姿勢

当社は、投資者の投資判断に重要な影響を与える会社情報について、社内規程である「内部者取引管理規程」などに従い適時適切な開示を行うことを基本姿勢としております。

2. 適時開示に係る社内体制の状況

重要な会社情報は、子会社に係る情報も含めて決定事実、発生事実及び決算情報のいずれの場合も、代表取締役社長によって任命された情報取扱責任者（経営企画担当執行役員）に集約される体制をとっております。

会社情報の報告を受けた情報取扱責任者（経営企画担当執行役員）は、関連部署と協議を行った上で、適時開示規則に基づく開示義務情報に該当するか否かなどの判断を行い、代表取締役の承認を得て開示内容や時期などについて決定を行います。

取締役会の決議を要する事項につきましては、決議後速やかに情報取扱責任者（経営企画担当執行役員）にその決定事実が伝達され、適時開示の実行を決定します。

適時開示の実行を決定した情報取扱責任者（経営企画担当執行役員）は、当該会社情報の開示手続き及び管理をIR担当部門に指示します。

開示方法は、TDnetへの登録及び必要に応じて報道機関への資料投函などの方法をとっております。また、自社ウェブサイト (<http://www.hds.co.jp/>) にもTDnetに登録したものと同一の情報を掲載しております。

